日中一時支援事業 事業者登録時の留意事項

1. 登録を行うことができる事業者

障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス事業の指定を受けている事業者 ※ 児童福祉法に基づく事業の指定は含みません。

2. 事業内容

登録を受けた事業者は、障がい者又は障がい児に対して日中における一時預かりによる見守り、日常生活訓練等の支援サービスを提供すること。

3. 提出書類

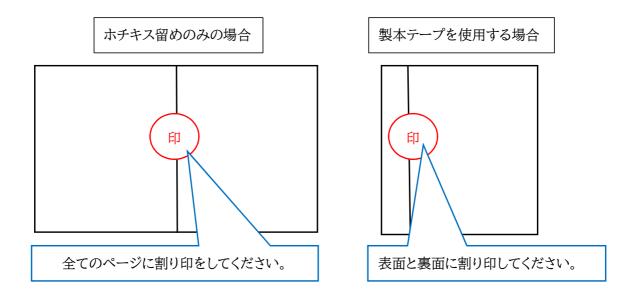
番号	提出書類名	提出方法
1	(第1号様式) 越谷市障害者等日中一時支援事業事業者登録申請書	電子申請
2	障害福祉サービス事業所の指定通知書(写)	電子申請
3	従業者名簿	電子申請
4	従業者の有する資格証等(写)	電子申請
5	事業を実施する施設(事業所)の平面図	電子申請
6	傷害保険加入証書(写)	電子申請
7	その他参考となる書類(事業所のパンフレット等)	電子申請
8	協定書2部	郵送

[※] 協定書は、協定締結後に事業者と越谷市が保管するため、2部ご作成ください。

4. 協定書の作成方法

必要事項を記載した「協定書」及び「別記 個人情報取扱特記事項」を冊子状にホチキス留めし、全てのページに法人印で割り印してください。

なお、製本テープを使用して製本する場合は、表面・裏面に割り印をしてください。



5. 現地調査

書類の内容審査後、支援場所が一時預かりによる見守り、日常生活訓練等を行うのに適しているかを確認するため、現地調査を行います。